

令和5年7月26日	
所 属	環境創造課
所属長	宗和 素子
電 話	06-6489-6301

【阪神間初】市内運輸部門のCO₂排出量削減へ向け 8月10日から市内3カ所でEVカーシェアサービスを開始します

尼崎市は、日産自動車株式会社・株式会社日産カーレンタルソリューションと連携し、電気自動車(EV)によるカーシェアサービスを実施します。市有地をEVカーシェア事業者へ有料で貸与して実施する本事業は、阪神間では初の取組であり、今後、市内各所にEVカーシェアのステーションを展開していきます。

市民や市外からの来訪者が、買い物や送迎等における移動手段としてEVカーシェアを利用することを見込んでおり、ガソリン車からEVへの転換・シェアリングによる車両台数の削減等といった効果があるEVカーシェアの普及を促し、市内運輸部門CO₂排出量の削減を図ります。

1 事業開始日

令和5年8月10日(木)から利用開始(予約開始日:8月1日(火)から)

2 サービス詳細

施設名(所在地)	立地	設置車種	備考
アミング潮江 ウェスト 地下駐車場 (潮江1丁目16-1)	JR 尼崎駅から 徒歩4分	日産・サクラ (Gグレード)	午後11時30分～翌日午前 8時30分まで入出庫不可
アミング潮江 プラスト 地下駐車場 (潮江1丁目4-5)	JR 尼崎駅から 徒歩3分	日産・リーフ (Gグレード)	24時間営業
フェスタ立花 南館 4階駐車場 (七松町1丁目3)	JR 立花駅から 徒歩1分	日産・サクラ (Gグレード)	午後11時30分～翌日午前 6時まで入出庫不可

※EVカーシェアのステーションは、来年度以降、順次拡大していく予定です。



日産・サクラ(航続距離:180km)



日産・リーフ(航続距離:322km)

3 利用方法等

本サービスの利用には、会員専用サイト「NISSAN e-シェアモビ」(<https://e-sharemobi.com/>)から事前登録が必要となります。会員登録には、運転免許証・クレジットカード・メールアドレスが必要です。

(1) 利用料金等

- ①入会費用、距離料金は無料
- ②時間料金 月額基本使用料無料プラン(消費税込み)

車種	ショート利用	6時間パック	12時間パック	24時間パック
サクラ	200円/15分	4,100円	7,600円	9,600円
リーフ	300円/15分	4,500円	8,300円	10,600円

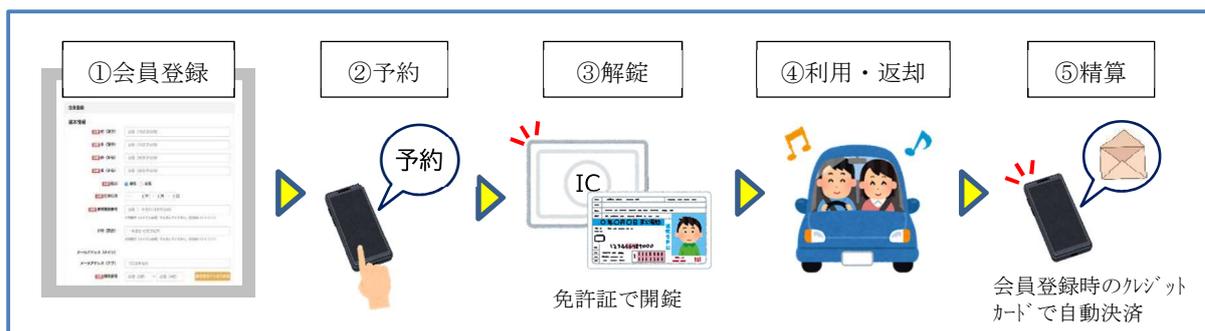
※基本使用料金が必要なプラン(ベーシックプラン)もあります。

※現在、リーフのショート利用料金が200円/15分となるキャンペーンを実施中です。(令和5年8月31日まで)

(次ページへ続く)

(2) 利用の流れ

会員専用サイトで車両を予約し、運転免許証でドアロックを解錠できるシステムとなっており、車両の予約から使用・返却・精算まで簡単に行えます。



※詳細は会員専用サイト「NISSAN e-シェアモビ」参照

4 協定の締結

事業実施にあたり、日産自動車株式会社と「民間EVカーシェアの普及促進事業に係る連携協定」(別紙参照)を締結しました。

本協定では、尼崎市と日産自動車株式会社の役割分担を定めている他、災害時等において、本事業で使用するEVとEV用充電器を本市へ無償で貸与すること等を定めています。

(1) 主な連携事項

- ①本事業の実施に関すること
- ②本事業の周知・啓発に関すること(EVやEVカーシェアの普及啓発等)
- ③本事業に付帯する事業等に関すること(災害時のレジリエンス強化・観光振興・地域活性化等)

(2) 協定締結期間

令和5年6月30日から令和8年3月31日まで(以後、1年毎に更新の可能性有り)

5 その他(電子地域通貨「あま咲きコイン」の付与)

市内でEVカーシェアサービスを利用した方に、電子地域通貨「あま咲きコイン」200ポイントを付与しています。

ポイント付与には、利用後に申請が必要となります。詳細は、市HP「省エネ行動であま咲きコインをためよう(ページID 1033780)」をご確認ください。

以上

(参考) 市内運輸部門CO2排出量削減の取組

1 公用車を活用したEVカーシェア(市ホームページID 1030339)

本市では、市民等にEVを広く活用してもらえるよう、昨年5月から公用車として超小型EV(C+pod)2台を導入し、使用しない休日に(株)トヨタレンタリース兵庫尼崎店(昭和通2丁目8-1)で貸し出しています。

2 グリーンビークル導入補助制度(市ホームページID 1014292)

事業者が天然ガストラック・天然ガスバス、ハイブリッドトラック・ハイブリッドバス、電気自動車及び燃料電池自動車を導入する際に、費用の一部を補助しています。

3 公用車へのエコカー導入

市が所有する公用車のエコカーへの転換に取り組んでいます。まずは、令和5年度に公用車の20台をEVとし、2040年までに特殊車両を除くすべての公用車をエコカーにすることを目指しています。

尼崎市「民間EVカーシェアの普及促進事業」
に係る連携協定

尼 崎 市
日 産 自 動 車 株 式 会 社

尼崎市「民間EVカーシェアの普及促進事業」に係る連携協定

尼崎市（以下「甲」という。）と日産自動車株式会社（以下「乙」という。）は、甲の所有する土地等を活用して乙が電気自動車（以下「EV」という。）を用いたカーシェアサービスを展開する「民間EVカーシェアの普及促進事業」（以下、「本事業」という。）の実施にあたり、相互に連携及び協力するため、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲及び乙が連携及び協力して本事業を適正かつ円滑に実施することにより、EV及びEVカーシェアの普及を促し、運輸部門のCO2排出量を削減することを目的とする。

（連携事項）

第2条 甲、乙は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項において連携するものとする。

- (1) 本事業の実施に関すること
- (2) 本事業の周知・啓発に関すること
- (3) 本事業に付帯する事業等に関すること
- (4) その他、甲、乙が協議し必要と認めること

（役割分担）

第3条 甲は、EVカーシェアを実施するステーション用地（以下、「ステーション用地」という。）を確保し、ステーションの使用や整備について関係者と調整を行う。

- 2 前項のステーション用地は別表のとおりとする。
- 3 乙は、自らの責任において前項のカーシェアステーション用地の管理者と駐車場賃貸借契約を締結するとともに、ステーション用地の整備を行い、EVカーシェアサービス（以下、「サービス」という。）の運営を行う。なお、乙は、事前に甲と誠実に協議の上、サービスの運営の全部又は一部を停止・終了することができるものとする。
- 4 乙は本事業で使用するEVの仕様、ステーション用地の整備方法、サービスの仕様について、事前に甲に通知するものとする。
- 5 甲は、尼崎市ホームページや市報等を用い、本事業の周知広報を行う。
- 6 乙は、月1回、事業実施及びサービス利用状況等を市へ報告する。
- 7 甲及び乙は互いに協力し、EV及びEVカーシェアの普及啓発を行う。

（費用負担）

第4条 甲及び乙は、前条に定める役割分担に基づき生じる費用を各々で負担するものとする。ただし、前条において定めのない事項に関連して費用が生じた場合、甲乙協議の上で決定する。

（付帯事業等）

第5条 乙は、災害時等において、甲からの要請に基づき次の事項について可能な範囲で協力するものとする。

- (1) 本事業により設置されるEVの無償貸与
- (2) 本事業により設置されるEV用充電器の無償使用
- 2 乙は、甲と協力し、本事業に付帯又は本事業から派生する事業として、観光振興、地域活性化、環境配慮、災害時のレジリエンス強化等に資する事業を実施する。
- 3 前項で実施する事業の内容については、甲乙協議の上、決定する。

（協定期間）

第6条 この協定の有効期間（以下「協定期間」という。）は、協定締結日から令和8年3月31日までとする。ただし、協定期間の満了する日の3箇月前までに、甲又は乙

から何らの意思表示がないときは、協定期間は、さらに1年間更新されるものとし、その後もまた同様とする。

(譲渡制限)

第7条 甲及び乙は、事前に他の当事者の書面による承諾を得ることなく、この協定から生ずるいかなる権利又は義務の全部又は一部を第三者に譲渡もしくは移転し又は担保の用に供してはならないものとする。

(守秘義務)

第8条 甲及び乙は、本事業を行う上で知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。

(個人情報の保護)

第9条 甲及び乙は、本事業により知り得た個人情報を本事業の目的以外に使用してはならない。

(損害賠償責任)

第10条 乙は、第3条に定める自己の役割分担の実施に際し、自己の責めに帰すべき事由により、甲に損害を与えた場合にあっては、その損害を賠償しなければならない。
2 乙は、第3条に定める自己の役割分担の実施に際し、第三者との間でトラブル及び紛争等が生じた場合において、自己の責任と費用において処理する。また、この場合において、甲が損害を被ったときは、乙は、甲の責めに帰すべき事由がある場合を除き、当該損害を賠償しなければならない。

(法令遵守)

第11条 甲及び乙は、本事業の履行にあたっては、関係法令、規則等を遵守する。

(協議)

第12条 この協定に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、その都度、甲及び乙が協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれが記名押印又は署名の上、各自その1通を保有する。

令和5年 6月 30日

甲 兵庫県尼崎市東七松町1丁目23番1号
尼崎市
市長 松本 眞

乙 神奈川県横浜市神奈川区宝町2番地
日産自動車株式会社
代表執行役社長兼最高経営責任者 内田 誠

別表

尼崎市「民間EVカーシェアの普及促進事業」に係る連携協定第3条第2項に規定するステーション用地は以下のとおり。

施設名	住所
アミング潮江 ウェスト 地下駐車場	尼崎市潮江1丁目16-1
アミング潮江 プラスト 地下駐車場	尼崎市潮江1丁目4-5
フェスタ立花 南館 4階駐車場	尼崎市七松町1丁目3